

家計調査の課題と改善に向けて

宇南山 卓*

家計調査には、その精度が低いという「標本誤差」に対する批判と、偏りがあるという「非標本誤差」に対する批判があった。標本誤差については、学術的な分析には問題ないレベルであるが、景気指標としての統計ユーザーの要求水準は満たしていなかった。高い精度を確保するには、補完的な統計を活用する必要がある。非標本誤差については、専業主婦世帯の割合が過大である、低所得者が過少であるというサンプルセレクションバイアスがあった。また、高額商品に対する支出および財産所得の受取について、過少となるバイアスがあった。さらに、これらのバイアスの複合的な結果として、貯蓄率が過大になっていた。いくつかの問題点を抱えてはいるが、家計調査は「繰り返しクロスセクション統計」としては国際的にも最高水準の統計と評価できる。将来的には、家計調査をパネルデータ化することが期待される。

1. はじめに

家計調査は「国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供することを目的」とした統計であり¹⁾、1946年から調査されている。家計調査の結果は、基本的には消費者物価指数作成のためのウエイト算出に利用され、それ以外にも国民経済計算における四半期別 GDP 速報の家計最終消費支出の推計や景気動向指数にも採用されており、個人消費の動向を判断する指標として活用されている。学術的な関心からは、収入・消費の水準・分布の把握、消費者行動の分析、政策の評価のための重要なデータである。

しかし、家計調査に対しては多くの批判がされており、統計としての信頼性に対する疑問が指摘されている。例えば、総合研究開発機構(2008)による「市場分析専門家の立場から見た経済統計に関するアンケート調査」(以下 NIRA アンケートと呼ぶ)によれば、国などが公表している23の統計のうち、家計調査の評価が最も低い。加えて、新聞など一般の媒体でも、家計調査の信頼性が問題とされたり、それに対する反論が掲載されるなど関心は高い²⁾。利用範囲の広さ・関心の高さを前提とすれば、家計調査の信頼性がより厳しく求められるのはもちろんであるが、家計調査の特性からすればやむを得ない欠点への批判も多く、本質的な議論のためには論点の整理が必要である。

本稿では、これまでの家計調査の信頼性に関する議論をまとめ、その妥当性を検討する。また、過去における改善についても概観し、残された課題を明らかにする。さらに一般的な

* 神戸大学大学院経済学研究科、〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1、E-mail: unayama@person.kobe-u.ac.jp

1) 総務省統計局ホームページ・家計調査の概要「1. 調査の目的」を参照。

2) 例えば、日本経済新聞1990年2月21日「経済教室：大きな偏りない家計調査」、同夕刊1993年6月12日「エコノ探偵団：あてになるか？家計調査」などを参照。

問題として、日本における収入・消費に関する世帯調査の課題について述べる。こうした整理によって、家計調査の特性を明らかにし、適切なデータの利用や統計の改善に資することを目的とする。

家計調査に関する議論を概観してみると、最大のユーザーであり批判者でもあるのが市場の「エコノミスト」であることが分かる。NIRA アンケートの対象となった「市場分析専門家」のほとんどは、家計調査に注目している一方で結果に対し批判的である。具体的な批判のほとんどは、月次の「変動」が大きすぎることの一点に集中している。変動が大きすぎると、家計調査の結果が、しばしば、GDP 統計や毎月労働統計などの景気指標と説明が困難な乖離をすることを指している。言い換えれば、家計調査の精度が低すぎるとの批判である。

実際、景気動向に注目するエコノミストの多くが各種指標に 1% ポイント以下の精度を要求しているのに対し、家計調査の標準誤差率は 2.0% となっている³⁾。すなわち、要求されている水準よりも精度が低いという意味では、この批判には一定の妥当性がある。しかし、これは統計の目的と利用の実態が乖離していることに起因した問題であるという意味では、不可避的な問題である。

日本の家計のほとんどが月給を受け取り、1カ月を単位とした行動をとっていることを考慮すれば、家計調査が月次で調査されていることは望ましい性質である⁴⁾。すなわち、月次で調査する目的は、必ずしも景気判断のための材料を提供することではないのである。しかし、収入・支出に関する情報が月次で利用可能であるという速報性のために、GDP の推計などにも利用され、景気指標としても注目されてしまうのである。本来の目的である「家計収支の実態を把握」するために想定されている標本誤差の水準が、景気判断の目的に要求される水準よりも大きいため、批判の対象となっているのである。

家計調査に対する批判の大部分が、こうした標本誤差に関する問題であれば、調査世帯を増加させることでより精度の高い統計を作成すればよく、原理的には解決は容易である。しかし、調査の規模の拡大のコストと精度向上の便益の比較・速報性の維持に対する要求も考慮すると、単純に調査世帯を増加させることは最適な対策ではないと考えられる。

より安定的な消費動向の指標を構築するために、家計調査の規模拡大ではなく家計調査を補完する「家計消費状況調査」が 2002 年から開始されている。実際に、家計消費状況調査と組合わせることで、家計調査の景気指標としての信頼性は大幅に改善している。そもそも調査統計において一定の標本誤差は不可避であることも考慮すれば、利用者としても利

3) 総務省統計局のホームページから、家計調査のページ > Q&A の Q16 を参照
(<http://www.stat.go.jp/data/kakei/qa-1.htm>)。

4) 調査期間は、例えば、英国の Family Expenditure Survey (FES) は各世帯 2 週間のみ、米国の Consumption Expenditure Survey (CES) は家計簿の記入が 1 週間、記憶による調査が四半期ごとである。

用可能な統計の標本誤差を考慮した分析手法を開発する必要があるだろう。

一方、学術的な関心に基づく家計行動の分析などにおいては、2%程度の標本誤差は大きな問題ではない。より深刻な問題となるのは、調査の結果が構造的に「真の値」から異なるという意味での「非標本誤差」である。すでに述べたように、批判の多くは「標本誤差」に対するものであるが、本稿では「非標本誤差」が本質的な問題と考え、いくつかの問題を具体的に論じた。

家計調査に対して指摘されている非標本誤差には、大きく分けて2つのタイプがある。一つは、標本である調査世帯の属性が、母集団である日本の家計全体の属性とは異なる「サンプルセレクションバイアス」である。具体的には、公務員世帯の割合が過大である、共働き世帯の割合が過少である、低所得者・超高所得者の割合が過少であるなどの批判である。もう一つは、調査世帯の属性に問題がなくとも、特定の項目に対する調査が困難するために、計測される結果が真の値と異なる「測定誤差」である。例えば、耐久消費財や冠婚葬祭費などの高額商品や、財産所得などの結果に偏りがあることが予想されており、また貯蓄率の動向が他の統計と整合的でないことも指摘されている。

実際に、それぞれの批判についてその妥当性を検証すると、公務員世帯が多いという批判は妥当ではなく結果に与える影響も小さいと予想されたが、専業主婦世帯の割合が過大であるという指摘には妥当性があった。また、所得水準の分布に偏りがあるかについては検証は困難であるが、少なくとも低所得者に関して偏りがあることが示唆されている。項目別の偏りについては、高額商品については家計調査の結果が過少である可能性が高く、財産所得についても多くの記入漏れが発生している。貯蓄率については、先行研究で指摘されていた要因に加え、ここで検証している項目の偏りが原因で、他の統計との乖離が発生していたと考えられる。

このように、いくつかの問題点を抱えてはいるが、家計調査は「繰り返しクロスセクション統計」としては国際的にも最高水準の統計である。しかし、経済学の発展に伴い、研究者の関心が変化してきており、家計調査の構造はその変化に十分には対応できていない。特に、家計の動学的な行動を描写するために同一世帯の行動を追跡した「パネルデータ」の重要性が高まっており、日本においてもその構築が期待される。さらに社会経済の変化として、近年のプライバシー意識の高まりがあり、個人情報の保持に敏感な世帯が増えている。安定的な調査の継続には、何らかの対応が必要であろう。こうした課題に対応するためには、現行の家計調査の改善にとどまらず、世帯の収入・支出を世帯調査からどのように把握していくかについての体系的な検討が必要であると考える。

本稿の構成は以下のとおりである。第2章では、家計調査の概要について述べる。実際の調査世帯の抽出や調査方法について紹介する。第3章では、これまで指摘されている家計調査への批判をまとめ、その妥当性を検証している。また、結果の公表形式についてもこれま

で指摘されている改善点を示した。第4章は、家計調査に限らず、収入・支出に関する世帯調査全般に対する展望を示している。第5章は結論である。

2. 家計調査の概要

家計調査は、1946年に始められた「消費者価格調査」が発展したものである⁵⁾。「消費者価格調査」は都市に居住する単身世帯を除く非農林漁家世帯を対象として、家計の購買行動について、その価格・購入数量・支出金額を調査したものであった。1950年から収入についても調査を開始し、1951年からは「消費実態調査」に名称も変更された。その後さらに、調査方法と費目分類が若干改正され、1953年から「家計調査」と呼ばれるようになつた。1962年には母集団地域が全国に拡大され、調査対象が168市町村・約8,000世帯となり、ほぼ現行の家計調査と同じ調査形態となつた。

1981年1月に収支項目分類が大幅に改正され、消費支出の5大費目分類が10大費目分類となり、現在の統計とほぼ完全に接続可能な統計となつた。さらに、かつては、農林漁家や単身世帯が調査対象とされておらず家計調査の結果が日本の家計全体を代表していないと批判されていたが、2000年には農林漁家が、2002年には単身世帯が調査対象となるように拡大されている⁶⁾。現行の家計調査は、全国約4,700万世帯の家計の中から、毎月9,000世帯が家計簿を記入する方式で月々の収入・支出を調査している。

調査世帯の選定については、その一部が毎月交代する「ローテーションパネル」方式で調査されており、各世帯の調査期間は二人以上の世帯では6ヶ月、単身世帯は3ヶ月となっている。毎月新たに調査される世帯は、層化三段抽出法によって次の三つの段階に分けて選定される。第一段階として、全国の市町村の中から、地理的位置・人口・産業の特色などを考慮して「層」と呼ばれるグループに分類し、それぞれの層から一市町村ずつ合計168市町村を抽出する。第二に、抽出された市町村から無作為に調査地区を選ぶ。最後の第3段階目として、それぞれの調査地区から乱数表を使って無作為に調査世帯を選ぶのである。言い換えば、調査対象が日本の世帯全体の縮図となるように、できる限り無作為に抽出されているのである⁷⁾。ただし、実際に選定された世帯が調査に協力することを拒否した場合には、一定の手続きに従い代替の世帯が選ばれ調査される⁸⁾。

調査項目としては、勤労者及び無職者世帯については収入と支出を、個人営業世帯などの

5) 以下の記述は、総務省統計局ホームページにおける「家計調査のページ>家計調査の概要>家計調査の沿革」にしたがつている。戦前にも現在の家計調査に類似した世帯調査は行われていた。戦前の状況については、多田(1989)が詳しい。

6) 1999年以前は、農林漁家に対しては農家経済調査などが実施されていた。また、1995年以降単身世帯も単身世帯収支調査の調査対象であった。

7) 松田・伴・美添(2000)は標本調査論の観点から、家計調査の調査方法について厳密に論じている。

8) 家計調査は、統計法に基づく基幹統計(旧統計法に基づく指定統計)であり、調査拒否は認められていない(統計法第13条)。しかし、現実には調査を強制することは困難であり、一定の拒否世帯が発生している。

勤労者以外の世帯（無職世帯を除く）については支出のみを調査している⁹⁾。また、毎月の収入・支出に加え、2002年に貯蓄動向調査が統合され、貯蓄・負債も調査されるようになっており、全ての世帯について調査開始後3ヶ月目に調査されている。さらに、世帯員の属性や住居に関する詳細な情報が収集されており、社会経済学的な分析を可能としている。

調査は基本的に「家計簿」に記入する方法で調査され、収入の源泉や支出の使途ごとに詳細に分類されて公表されている。家計簿には世帯が自由に記入し、その内容を統計局で集計する際に分類番号を付与して分類する「アフターコード方式」を採用している。この方法では、事前に調査する項目を限定する必要がないため、新製品の登場などによる家計行動の変化を的確に把握することができる。家計調査は、消費者物価指数のウエイト算出に利用されるため、記入項目を事前に限定しない調査方式を採用することは極めて重要である。一方で、自由記述であるため調査世帯の負担は大きく、また記入の必要性に関して誤解の余地があり記入漏れが生じる可能性がある。こうした調査方法の性質により、家計調査のサンプルに偏りがあるという批判や、高額商品の記入漏れが発生していると考えられる原因となっているのである。

家計簿は毎月2回集められるが、公表されるのは月ごとに集計された結果である。ただし、2000年以降は、日別の支出についても公開している。各月の調査結果は、翌月末に速報として公表され、翌々月に「家計調査報告」として刊行されている。また、単身世帯及び総世帯の家計収支に関する結果、貯蓄・負債に関する結果は四半期ごとに公表されている。

3. 家計調査に対する批判

3.1 標本誤差に対する批判

家計調査に関する議論を概観してみると、最大のユーザーであり批判者でもあるのが市場の「エコノミスト」である。その批判は、総合研究開発機構（2008）に集約されており、その中で「市場分析専門家」に対するアンケートとして自由記述された意見として見ることができる。その意味では、家計調査の多様な利用目的のうち、景気動向の指標としての側面に最も多くの关心が集まっていると言える。また、具体的な批判のほとんどは、月次の「変動」が大きすぎることの一点に集中している。例えば、NIRAアンケートの対象となった「市場分析専門家」のうち、記名で家計調査への意見を述べたエコノミスト23名のうち17名が、月次変動の大きさについて批判している。

変動が大きすぎると、家計調査の結果が、しばしばGDP統計や毎月勤労統計などの景気指標と説明が困難な乖離をしていることを指す。この批判を、家計調査の標本誤差が大きいという意味で解釈すれば、当然の批判である。総務省統計局の公表によれば、標本調査論

9) 1986年以前は、無職世帯についても収入は調査されていなかった。

に基づく消費支出の標準誤差率は2.0%であるのに対し、エコノミストの多くが要求する水準は通常1%ポイント以下であり、より高い精度を要求しているのである。また、その原因については、多くのエコノミストは「サンプルサイズが小さいから」と考え、家計調査の調査設計上の問題であると批判している。

こうした標本誤差に対する批判は、調査世帯を増加させて、より精度の高い統計を作成すればよく、原理的には解決は容易である。しかし、調査の規模の拡大のコストと精度向上の便益の比較、さらには速報性の維持に対する要求も考慮すると、単純に調査世帯を増加させることは最適な対策ではないと考えられる。しかも、会田(2000)で指摘されているように、そもそも毎月の家計の支出は様々な特殊要因により変動するという性質がある。例えば、各月の曜日の構成、天候、公共料金等の引き落としのタイミングなどにより支出は不規則に変動する。こうした変動は必ずしも供給側の統計には表れない要因であり、景気動向とも区別されるべき変動である。つまり、調査世帯を増加させても、説明不能な変動を小さくすることはできない可能性がある。一般に、調査統計においては一定の標本誤差は不可避であり、標本誤差に対応した分析手法の開発がより重要である。

家計調査の調査世帯数を拡大する以外の選択肢として、よりサンプルサイズの大きな家計消費状況調査を活用することが考えられる。家計消費状況調査は、2002年から開始されており、約3万世帯を対象としており家計調査よりも標準誤差率が小さいと考えられる¹⁰⁾。また、「消費や購入頻度が少ない高額商品・サービスなどへの消費の実態を安定的に捉えることを目的」とした統計であり、詳細な項目分類別の支出は利用できないが、家計調査を補完する統計となっている。今後は、消費に関する景気指標としては、家計調査と家計消費状況調査を組み合わせて分析することが望まれる。ただし、現時点では、家計消費状況調査の公表のタイミングは家計調査に比べ遅く、詳細な集計にも対応していない。より安定的な消費動向の指標を構築するためには、家計消費状況調査の公表に関する改善が、最も現実的な対応だと考えられる。

3.2 サンプルセレクションバイアスに対する批判

景気指標としては家計調査の標本誤差が最大の問題であったが、家計行動の分析などの目的的ためには2%程度の標本誤差は大きな問題ではない。より深刻な問題は、調査の結果が構造的に「真の値」から異なるという意味での「非標本誤差」である。ここでは、非標本誤差のうち標本である調査世帯の属性が、母集団である日本の家計全体の属性とは異なるという意味での「サンプルセレクションバイアス」について論じる。

前節で見たように、家計調査では標本調査論に基づいた標準的な標本抽出方法を採用している。しかし、実際には多くの世帯が調査拒否をしており、日本の家計部門全体に対して

¹⁰⁾ 回収率が70%程度であるため実際のサンプルは2万世帯程度である。

代表性を持っていないとの批判が多くされている。こうした批判の多くが指摘しているのが、家計調査の調査負担の大きさである。調査世帯は6か月間家計簿を詳細に記入する必要があり、しかも調査開始後の最初の1か月は購入した商品の重さなどの「数量」も報告することになっているため¹¹⁾、他の統計調査と比較しても調査客体に大きな負担となる調査である。そのため、調査に非協力的な世帯や調査に協力することが困難である世帯が調査を拒否したり、調査から脱落する可能性が高いとされている¹²⁾。

これまでに指摘された具体的な偏りとして、1. 公務員世帯が多い、2. 専業主婦世帯が多い、3. 低所得者が少ない、4. 超高額所得者が少ない、が挙げられる¹³⁾。公務員世帯については、他の職業の世帯と比較して調査に協力的であると予想され、実際に調査される世帯での公務員世帯の割合が高くなると考えられている。また、共働き・低所得の世帯は家計簿を継続的に記入することが困難であるため、実際に調査される世帯は、相対的に専業主婦世帯や高所得世帯の割合が高くなると考えられているのである。超高所得者については、プライバシーの観点から、調査拒否を起こしやすいと考えられるため、ほとんど調査できていないと言われている。

こうした指摘は、新聞等での「識者の発言」として取り上げられることが多く、論文などのまとまった文章で指摘しているものはほとんどない。そのため、多くの指摘が半ば「都市伝説」の域を出ない状態で繰り返し指摘される状態が続いている。しかし、世帯主の職業や世帯主の配偶者の就業状態などの世帯属性の偏りについては、他の統計と比較することで妥当性の検証は可能であり、ここではこうした議論をまとめることとする。

まず、公務員の割合が高いという疑問については、統計局側から多くの反論が提示されている。その代表的なものが会田（2000）であり、労働力調査と比較することで家計調査の妥当性を論じている。また、ほぼ同様の主張は、現在の統計局のホームページでも解説されている¹⁴⁾。ポイントは、家計調査での「公務員の割合」は世帯主に占める割合であり、人口比率での公務員の割合よりも高くとも必ずしもサンプルの偏りを意味しないということである。ただし、厳密には、概念の調整をしても他の統計よりも1%から2%程度家計調査での公務員世帯の割合が高いことが報告されており「都市伝説」の原因になっていると推測できる¹⁵⁾。とはいえ、公務員世帯の収入・支出の動向は他の勤労者世帯とそれほど異ならないた

11) 2002年以前は、数量についても6ヶ月報告することになっていた。

12) 溝口（1992）では、拒否率が1995年で30.1%，1990年前後で45%程度であるとしている。

13) 例えば、日本経済新聞に掲載された記事として、1993年6月12日号「エコノ探偵団：あてになるか？家計調査」、2000年6月19日号「GDP統計改善急げ：問題多い消費と公共投資」、7月14日号「再考・経済統計第7回：消費その2」、2004年1月9日「数字は踊る（1）あいまいを選ぶ：統計の穴、うたかた景気右に左に（けいざい心理学）」、2006年11月10日「最長景気をみる（中）統計の「中身」手探し（経済予測というもの）」等で指摘されたもの。

14) 総務省統計局のホームページ>家計調査のページ>Q&AからQ19を参照のこと（2009年4月1日現在 <http://www.stat.go.jp/data/kakei/qa-1.htm>）。

め、この水準の違いではほとんど影響はないと考えられる。

それに対し、専業主婦世帯が多いという疑問については、容易に検証可能であるにも関わらず批判・反論ともに十分な議論がされていない¹⁶⁾。ここでは、総務省統計局が行なう類似した3つの統計、家計調査・全国消費実態調査・家計消費状況調査を比較することで、この批判の妥当性について検討する。全国消費実態調査は、5年に1度の調査でありサンプルサイズは約6万世帯と大きい。標本抽出や調査の方法は家計調査に類似しているが、調査期間が3カ月と家計調査よりも短い。一方、家計消費状況調査は、調査期間は1年間と長いが、特定の品目についてのみの調査であり、事前に調査対象品目が決まっているプリコード方式である。総じて、調査負担は、家計調査 > 全国消費実態調査 > 家計消費状況調査の順で重いと考えられている。

それらの3つの統計が利用できる最新の結果である2004年のデータを用いて、世帯属性を比較したものが(表1)である。まず、世帯人員について見ると、3つの統計でほぼ同じ結果となっている。2005年の国勢調査によれば、一世帯あたりの世帯員は2.58となっており、正確に把握できているように見える。しかし、これは、平成12年以降に単身世帯を含めた総世帯の結果を公表するに当たり労働力調査の世帯分布を用いた比例補正した比推定値を公表するようになった結果である¹⁷⁾。すなわち、世帯人員については、そもそも「眞の分布」になるように調整されており、一致するのは当然である¹⁸⁾。逆に言えば、以下でみる世帯属性の違いは、世帯人員を調整した後の結果である。

世帯主の年齢については、収入を調査している家計調査と全国消費実態調査では、家計消費状況調査よりも2歳程度低くなっている。世帯主は全て「家計費に充てるための収入を得ている人」と定義されているが、収入を調査していない家計消費状況調査では、例えば同居の親が世帯主になっている可能性がある。家計の行動は年齢と強い相関関係があることが知られており、この点についてはさらなる検討が必要である。

さらに、有業人員についてはより大きな違いが存在している。家計調査の結果が一番小さく、全国消費実態調査、消費状況調査の順になっている。この結果は、二人以上の世帯や二人以上の世帯・勤労者世帯などを見ても同様であり、家計調査において有業人員の多い世帯の割合が過少である可能性が否定できない。例えば、パネルCで世帯主以外の有業者が全て配偶者であるとすれば、就業人員0.2人の違いは、共働き世帯が20%過少になっていることを意味する。これは、公務員世帯のケースより大きな偏りであり、共働き世帯の収入・

15) 霧島(2000)では、家計調査での公務員世帯の割合が、労働力調査よりも「1.2%も高い」と指摘している。

16) 日本経済新聞1990年2月21日「経済教室：大きな偏りない家計調査」で、国勢調査と比較して「共働き世帯は…決して低すぎる割合ではない」と論じられている。

17) 比推定についての詳細については総務省統計局のホームページ>家計調査のページ>「家計調査のしくみと見方」の付録2(<http://www.stat.go.jp/data/kakei/pdf/furoku2.pdf>)を参照のこと

18) ただし、全国消費実態調査・二人以上の世帯については、世帯人員による比推定をしていない。

表 1 3 つの世帯調査とサンプルセレクションバイアス (2004 年)

パネル A. 総世帯 (単身世帯を含む)			
	家計調査	全国消費実態調査	家計消費状況調査
集計世帯数	8,606	58,048	22,530
世帯人員 (人)	2.59	2.57	2.60
有業人員 (人)	1.19	1.22	1.28
世帯主の年齢 (歳)	53.9	53.7	55.5
パネル B. 二人以上の世帯			
	家計調査	全国消費実態調査	家計消費状況調査
集計世帯数	7,742	53,112	20,104
世帯人員 (人)	3.19	3.26	3.20
有業人員 (人)	1.39	1.49	1.53
世帯主の年齢 (歳)	54.1	53.7	56.4
パネル C. 二人以上の世帯・勤労者世帯			
	家計調査	全国消費実態調査	家計消費状況調査
集計世帯数	4,427	31,025	10,180
世帯人員 (人)	3.48	3.52	3.49
有業人員 (人)	1.63	1.70	1.82
世帯主の年齢 (歳)	46.4	46.5	48.7

支出の構造は専業主婦世帯の構造とは大きく異なるため、影響も大きい。さらに、調査負担が大きい順に有業人員が少ないという結果は、調査負担の大きさがサンプルを特定の世帯に偏らせているという批判が妥当している。

この結果から、家計調査の調査負担が大きいため、共働き世帯の調査が困難であり専業主婦世帯の割合が高くなっているという批判には妥当性があると考えられる。この問題に対処するためには、調査方法を改善することや、集計の段階で事後的に専業主婦世帯と共に働き世帯の比率を調整する、すなわち比推定の方法を改善する、などの検討が必要だろう。

次に、所得水準に関する偏り、すなわち低所得者や超高所得者が調査から漏れていますという批判について検討する。例えば、大竹(2005)が「調査対象になった世帯は、家計簿をつける必要があり、調査を拒否する可能性がある。そのため、機会費用の高い高所得の人や家計簿を付ける余裕のない低所得の人のサンプルが落ちる可能性がある。」と指摘している問題である。

上で見たような世帯属性に関する偏りについては、それぞれ他に信頼できる統計が存在しており、他の統計と比較することが偏りを検証することが容易であった。しかし、低所得者が少ない・超高所得者が少ないなどの「収入」に関する偏りについては、家計調査が主たる情報源であり他の統計と比較することは困難である¹⁹⁾。例えば、賃金構造基本調査や毎月勤労統計などの企業側の統計と比較することは可能であるが、対象となる企業規模に違いがあり、世帯主の賃金に限定したり世帯全体の収入を推定することは困難であることから、必ずしも適切ではない。

家計調査以外の収入に関する情報を持つ家計側の統計としては「国民生活基礎調査」が代表的であり、大竹(2005)は「家計簿をつける必要のない『国民生活基礎調査』の場合は、より低所得や高所得の世帯の回収率が高いと考えれる」と述べている。国民生活基礎調査は3年ごとの調査であり比較可能な年次が限られ、調査方法も家計調査と異なるため直接比較は困難であるが、家計調査の方が低所得者の割合が低いことを指摘している先行研究も存在している²⁰⁾。また、大竹(2005)では国民生活基礎調査で計測されるジニ係数が、家計調査で計測されるジニ係数よりも大きいことを示しており、家計調査のサンプルが所得水準について中央に「偏り」を持っていることが示唆されている。さらに、他の統計との比較ではなく、実際に調査を拒否した世帯の属性を観察することでも評価ができる。例えば、溝口(1992)第4章脚注4は、類似の調査である全国消費実態調査において、年間収入の低い階級で調査拒否世帯の割合が顕著に高いことを指摘している。

こうした結果から、家計調査において低所得者のサンプルが脱落している可能性は否定できない。一方、超高所得者については、そもそも母集団が小さいため偏りを検証することは困難であり、先行研究でもほとんど検討されていない。溝口(1992)は「世帯数の分布からみれば低所得階層の行動が過少にしか反映されていないが、その欠点は金額的に大きい高額所得者が標本に採用されにくいという標本調査の特性によって相殺してきた」と指摘しており、「平均値の動きが比較的良好に家計の消費行動をフォローしてきたこと」が高所得者が調査世帯からもれていることの証拠と考えている。実際、浜田(2007)はSNAの可処分所得と家計調査の可処分所得を比較して、両者の説明できない相違は5%程度であることを示しており、所得水準に関するサンプルの偏りは「平均」に関する限り大きな問題となっていないことが示されている。その意味で、低所得者と超高所得者の両者がサンプルから脱落しているという議論には説得力がある。

19) 家計調査の標本抽出の単位が住居であることから、住居を持たない世帯、いわゆるホームレス、などについては調査対象から漏れており、そうした人々は一般に低所得者であるため、その意味においては低所得者の割合が低いことは否定できない。しかし、こうした世帯を家計調査の枠組みの中で調査することは現実的ではないため、ここでは考慮しない。

20) この点について、溝口(1992)では、山田(1990)が示しているとの記述があったが、原論文では確認していない。

繰り返しになるが、この所得に関する2つの偏りは相殺されるため、平均には大きな影響を与えない。しかし、近年の格差論争に顕著なように、世帯の経済水準については平均だけではなく分布そのものが関心の対象となっており、調査世帯の代表性を高める努力は必要である。世帯ベースの所得分布に関して、家計調査比較可能な月次の統計である家計消費状況調査が利用可能となったことで、今後の分析の進展が期待できる。ただし、現状において、格差についての分析や、低所得者層および超高所得者層についての分析には、他の統計も併せて活用することが適切である²¹⁾。

3.3 項目別の測定誤差に対する批判

前節で見たように、家計調査のサンプルに偏りがあるという批判があり、その一部には妥当性があることが分かった。それに対し、ここでは、問題があると指摘されている家計調査の調査項目に注目して、その妥当性を確認する。もちろん、偏ったサンプルを対象に調査をすれば各項目について偏った結果となるが、ここではサンプルによる偏りとは別に、固有の原因により偏りがあると考えられている項目、具体的には、高額消費全般・財産所得・貯蓄率について論じる。

家計調査の支出側の項目のうち、単価の大きい「高額消費」は、毎月の購入頻度が少なく結果が安定しないということが知られている。高額消費とはリフォームや増改築などの住宅設備関係・家具・自動車・冠婚葬祭費などであり、購入頻度は極めて小さく9,000世帯程度の調査では月次の誤差が大きいことが予想できる。すなわち、これらの高額消費をした世帯が調査対象になるかどうかによって支出額が大きく変動してしまい、解釈困難な変動を生み出されるのである。しかし、購入頻度が低いことは「標本誤差」を生みだす原因にはなるが、それだけでは結果の偏りを生みだす「非標本誤差」の原因とはならない。その意味では、先行研究の多くが家計調査の高額消費が過少であると考えていた根拠は明らかではない。

高額消費の中でも、典型例として自動車購入がしばしば取り上げられる²²⁾。家計調査における自動車購入に偏りがあるとする根拠として、新車販売（登録車）台数との比較がされている。梅田・宇都宮（2003）では「自動車については、高額で購入頻度が低く家計調査のデータを用いることができないことから、家計消費支出の動向を把握する上では必ず用いられる指標である」とされている。しかし、家計調査の「自動車購入費」と新規登録・届け出台数を比較するのは多くの問題がある。その理由は、まず、第1に登録時期と車の受け取り・支払時期のズレである。すなわち、家計調査が完全に自動車の取引を把握していたとしても若干のタイムラグが生じる。第2に、新車登録の中にかなりの数の営業車・社用車が含まれているからである。法人企業による営業者・社用車は家計調査の対象外であり、供給側

²¹⁾ 例えば、超高所得者層については橋木・森（2005）、低所得者層については橋木・浦川（2006）を参照。

²²⁾ 日本経済新聞 1999年7月7日号「観潮台：消費動向の盲点」でも指摘されており、NIRA（2008）のアンケートでも数名が指摘している。

の統計との差を生み出す。第3に、重要であるにも関わらずよく知られていない事実として、家計調査では中古車の下取り価格が相殺されていることである。概念的には、中古車の下取りによる収入は資産の売却として計上すべきであるが、実際の取引においては、新たに購入する自動車の実質的な値引きとして運用されることも多い。そのため、家計調査では、新車の購入代金から中古車の下取り代金を差引いた金額を「自動車購入費」として計上しているのである。この取扱いが適切であるかは議論が必要であるが、単純な供給側の統計との比較はできないのである。

他の「高額消費」に関しては、誤差が大きいという批判はあるが、その原因についてはほとんど指摘されておらず、偏りがあるかどうかについても検討されてこなかった。それに対し、宇南山（2009）では、「家計消費状況調査」を用いて偏りに関して検証をしている。

家計消費状況調査は、上でも述べたように「購入頻度が少ない高額商品・サービスなどへの消費の実態を安定的に捉えることを目的」とした統計であり、対象となる財サービスを事前に調査票に示し消費金額のみが書き込まれる「プリコード方式」で調査されている。調査品目は、基本的に単価が高く購入頻度の低い財・サービスであり、自動車やパソコン・デジタルカメラ・冷蔵庫・エアコン・家賃・学校の授業料・旅行・冠婚葬祭費などが該当する。すなわち、家計消費状況調査は、家計調査に比べサンプルサイズが大きく、従来から家計調査の問題点として指摘されていた品目に特化した統計であり、少なくとも調査対象品目に関してはより正確な支出金額を把握していると考えられる。

宇南山（2009）では、家計消費状況調査の調査対象品目のうち家計調査と比較可能な品目に対する支出額の合計を比較しており、その結果をまとめたものが（表2）である。この表では、2002年から2006年までの年平均の支出額を2つの統計で計算し、家計調査の支出額を家計消費状況調査の支出額で除した「比率」が計算されている。この比率は、標本誤差を除けば100%となるはずで、家計調査の結果が「過少」であるならば100%を下回ることになる。実際に計算された比率は、2002年から2006年まで約70%前後で安定しており、家計調査の支出額が家計消費状況調査の支出額よりも低い水準であることが分かる。さらに、（表3）は、比較可能なすべての品目に対して、対応関係を示しこの比率を計算して、5年分を平均したものである。この表から、固定電話通信料・インターネット接続料・家賃など定期的に支払う通常の支出はほぼ両統計で一致しているのに対し、ステレオセット・食器戸棚・拳式披露宴費用・葬儀法事費用など、購入頻度が低く購入単価の高い財・サービスでは、家計調査の支出額が家計消費状況調査の支出額を大幅に下回っていることが分かる。すなわち、家計調査で把握されている高額消費への支出額は、誤差が大きいだけではなく実際の支出額を過少評価する偏りを持っているのである。

ただし、ここで示された高額消費の過少性がなぜ発生するかについては検討の必要がある。家計消費状況調査との比較に加え、もう一つの世帯調査である、全国消費実態調査を用

表 2 家計調査と家計消費状況調査の比較

	調査年					
	2002	2003	2004	2005	2006	2007
家計調査 (1)	101,824	100,562	107,441	105,235	103,492	104,864
家計消費状況調査 (2)	149,428	147,414	148,996	150,474	152,851	150,772
比率 ((1)/(2))	68%	68%	72%	70%	68%	70%

(1 世帯あたり・月平均・円)

いて同様に比率を計算すると、その比率は 94% ととなり 2 つの調査の結果は大きく異なることが分かる。全国消費実態調査のサンプルサイズは家計消費状況調査よりも大きい約 6 万世帯であることを考慮すると、高額消費が過少であることはサンプル数が少ないとが原因ではなく、むしろ家計調査と全国消費実態調査では共通であるが、家計消費状況調査では異なる性質が原因と考えられる。一つには、上で述べた家計調査のサンプルセレクションバイアスの影響が考えられる。例えば、共働き世帯では耐久消費財の購入頻度が高いとすれば、家計調査と家計消費状況調査の違いは、調査世帯の世帯属性の違いで説明できるはずである。また、調査方法が原因となる可能性も考えられる。すなわち、家計消費状況調査で採用されているプリコード方式の方が記入漏れが少ないという可能性である。

しかし、どちらにしても、本質的には家計調査で家計簿を自由記入する方式を採用していることが原因と言える。自由記入の記入負担がサンプルセレクションを引き起こし、さらに記入漏れも発生させていると考えられるからである。ただし、家計調査が消費者物価指数のウエイト算出に使われることを考慮すると、家計調査の調査方法をプリコード方式に切り替えることは困難である。さらに、プリコード方式では、もともと意図していない項目が含まれる危険性もある。例えば、自動車購入に関して、税や手続き費用を含んだ総額で回答されてしまう可能性があり、項目としては過大になる可能性がある。その意味でも、アフターコード方式で、より正確に高額商品への支出を把握する方法については検討が必要である。

つぎに、財産収入について考える。財産収入とは家計の資産から生み出される所得であり、重要な所得の源泉である。家計調査においては、資産からの所得は金融資産・実物資産の区別はなく「財産収入」としてまとめて表象されているが、家計調査年報「収支項目分類の例示」によれば、「金融資産、土地及び無形資産（著作権・特許権など）の賃貸によって発生する収入、預貯金利子 賃金利子 株式配当金 公社債利子 立看板（広告）の貸地料 土地の権利金収入（家計調査年報・家計収支編・平成 19 年 p.481）」によって構成されている。

この「財産収入」が家計調査においては正確に把握されていないという批判が存在して

表3 品目別の家計調査と家計消費状況調査の支出金額の比

家計消費状況調査の品目名	家計調査の品目名	比率
移動電話(携帯電話・PHS)使用料	該当あり	73%
固定電話使用料	該当あり	100%
インターネット接続料(プロバイダー料)	インターネット接続料	92%
同上(プロバイダー料と通信料)		
ケーブルテレビ受信料(受信料)	ケーブルテレビ受信料	135%
同上(受信料とインターネット接続料)		
衛星デジタル放送受信料	該当無し	
たんす	該当あり	46%
ベッド	該当あり	40%
布団	該当あり	49%
机いす(事務用学習用)	該当無し	
食器戸棚	該当あり	35%
応接セット	該当あり	41%
ピアノ	該当あり	26%
背広服	該当あり	51%
婦人用スースワンピース	該当あり	44%
和服(男子用婦人用)	該当あり	39%
自動車(新車)	自動車購入	31%
自動車(中古車)		
自動車保険料(自賠責)	該当あり	51%
自動車保険料(任意)	該当あり	81%
自動車以外の原動機付輸送機器	自動車以外の輸送機器購入	29%
自動車整備費	該当あり	30%
家屋に関する設備費工事費修理費(内装)	設備修繕維持	74%
家屋に関する設備費工事費修理費(外装)		
給排水関係工事費	該当あり	28%
庭・植木の手入れ代	該当あり	41%

品目別の家計調査と家計消費状況調査の支出金額の比 (続き)

家計消費状況調査の品目名	家計調査の品目名	比率
家賃	民営家賃 + 公営家賃 + 紹介手数料	110%
宅地の地代	地代	55%
冷蔵庫	該当あり	58%
洗濯機	該当あり	59%
エアコンディショナ	該当あり	55%
ミシン	該当あり	39%
ステレオセット	該当あり	35%
パソコン	該当あり	63%
パソコン用周辺機器ソフト	該当無し	
移動電話機 (携帯電話機 PHS の本体価格と加入料)	移動電話	53%
インターネット接続機能付固定電話機	該当無し	
ファクシミリ付固定電話機	該当無し	
携帯情報端末 (PDA)	該当無し	
デジタル放送チューナー内蔵テレビ	テレビ	86%
デジタル放送チューナー内蔵テレビ以外のテレビ		
デジタル放送用チューナーアンテナ	該当無し	
インターネット接続機能付テレビゲーム機	該当無し	
デジタルカメラ	カメラ	44%
デジタルカメラ以外のカメラ		
デジタルビデオカメラ	ビデオカメラ	44%
デジタルビデオカメラ以外のビデオカメラ		
インターネット接続機能付カーナビゲーション	該当無し	
歯科診療代	該当あり	63%
歯科以外の診療代	医科診療代	70%
出産入院料	該当あり	52%
出産以外の入院料	該当あり	47%

品目別の家計調査と家計消費状況調査の支出金額の比（続き）

家計消費状況調査の品目名	家計調査の品目名	比率
国公立授業料等（幼稚園～大学、専修学校）	授業料等	76%
私立授業料等（幼稚園～大学、専修学校）		
補習教育費	該当あり	80%
自動車教習料	該当あり	39%
航空運賃	該当あり	54%
宿泊料	該当あり	80%
パック旅行費	該当あり	72%
国内パック旅行費	該当あり	82%
外国パック旅行費	該当あり	51%
挙式披露宴費用	婚礼関係費	24%
葬儀法事費用	葬儀関係費	40%
信仰関係費	信仰・祭祀費	52%
仕送り金	該当あり	115%
贈与金	該当あり	104%
合計		69%
支出総額	消費支出	84%

いる。例えば、岩本・尾崎・前川（1996）および浜田（2007）では家計調査の1世帯あたりの金額に世帯数を乗じて「マクロ」の財産収入を計算しSNAの該当項目と比較しているが、家計調査から計算された数値はSNAの数値の約5%に過ぎず、他の収入項目と比較しても家計調査とSNAの乖離が特に大きいことを指摘している²³⁾。また、高山他（1989）では全国消費実態調査の資産・負債編を活用することで「保有する金融資産に比べて利子・配当所得等が過少に記載されている」可能性を指摘している。

実際に、SNAの財産所得を1世帯あたりに換算して家計調査の結果と比較してみると、家計調査の結果が過少であることは明らかである。SNAでは1990年の財産収入は約40兆円であり国勢調査での世帯数は4104万世帯となっている。すなわち、1世帯あたりの年間97万円、月平均で約8.1万円の財産収入が記録されているのに対し、家計調査の「二人以上世

²³⁾ 世帯調査における財産所得の過少性については、海外でも指摘されている。例えば、Atkinson *et al* (1995) およびBanks and Johnson (1998) を参照。

帯(勤労者世帯と無職世帯の合計)」で計算される平均の財産収入は月0.3万円である。同様に、2005年では、SNAでの1世帯あたり財産収入が1.3万円であるのに対し、家計調査はわずかに991円となっている。2つの統計には、概念上の違い存在しており、厳密な比較は困難であるが、バブルが崩壊してから10年が経過した2000年以後も一貫して家計調査の財産収入が低い水準にあり何らかの調査実務上の問題が存在すると考えられる。

岩本・尾崎・前川(1996)では、財産収入(典型的には利子所得)が再投資された場合(例えば定期預金が自動延長された場合)などでは、財産収入の記入もれが生じやすいと論じている。財産収入の記入もれは、高額商品のケースなどと異なり、家計自身が認識していないケースも多いと考えられるため、調査方法の改善は困難であると考えられる。しかし、今後、高齢化が進展することで、家計の収入源が労働所得から資産所得に移行していくことが予想されたため、資産所得を正確に把握することの重要性は高まるため、何らかの対応は必要であろう。

最後に、家計調査の貯蓄率に対する批判について述べる。日本においては、SNAで計算される家計貯蓄率と家計調査から計算される家計貯蓄率との間に大きな乖離があることが知られている²⁴⁾。(図1)はSNAと家計調査の貯蓄率の推移を示したものであるが、この図から直近では両統計の貯蓄率が20%以上も乖離していることが分かる。特に、1980年以降は、貯蓄率の水準のみならず変化の方向も異なっている。

この問題は、家計調査に対する批判の中で、学術的には最も注目された問題であり、その乖離の原因を解明するために多くの研究が行なわれてきた(例えば、植田・大野、1993; 村岸、1993; 岩本・尾崎・前川、1995・1996; 中村、1999)。しかし、これまでのところ乖離の原因は完全には解明されておらず、家計調査の信頼性に対する一つの大きな問題となっている²⁵⁾。

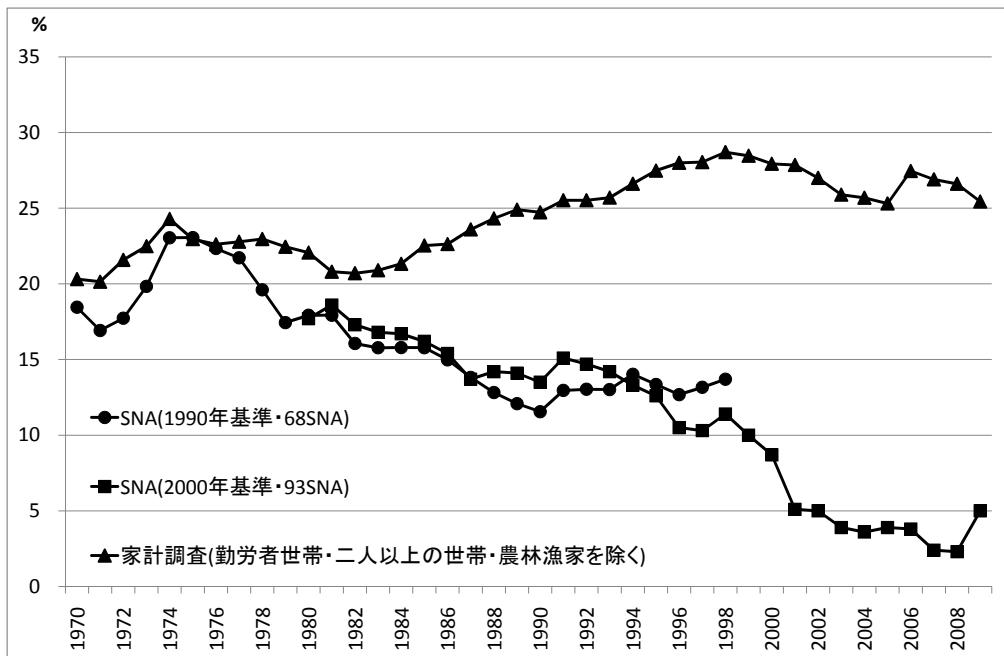
多くの先行研究では、2つの統計の対象範囲の違いや貯蓄の概念的な違いにより、貯蓄率の乖離を説明しようとしてきた。もっとも包括的に論点を整理した岩本・尾崎・前川(1995・1996)では、おおむね貯蓄率の乖離の約70%はそれぞれの統計の制度的・概念的な違いで説明できることを示した。しかし、残された乖離の30%の部分についてその原因是明らかではないと結論付けていた。その後、梅田・宇都宮(2003)でも「1990年代半ばに議論となつた際には、標本調査である家計調査の誤差を示唆する結果が相次いだが、コンセンサスは得られていない」としている。

それに対し、宇南山(2009)では、先行研究すでに指摘されていた要因に加え、上で述べた高額商品への支出・財産所得が過少であることを乖離の原因であると特定した。さらに、

24) Demery and Duck(2006)は、英国について、マクロ統計とミクロ統計から計算される貯蓄率を比較し、長期的には大きな違いがないことを確認している。

25) 1990年代の貯蓄率の乖離に関する論争をまとめたものとして谷沢(1999)が便利である。

図1 SNAと家計調査の貯蓄率の推移



家計消費状況調査や貯蓄動向調査などの統計を活用することで、これらの項目の過少性を補正した上で貯蓄率を比較すると、2つの統計の乖離はほぼ解消されることを示した。言い換えると、よく知られている貯蓄率の乖離の問題は、その他の家計調査の問題点を反映した副次的な問題と考えられるのである。

以上、家計調査の結果に問題があると批判される項目として、高額商品・財産所得・貯蓄率について、批判の妥当性について検討した。その結果、実際に、これらの項目では、家計調査の結果が過少であることが明らかになった。しかし、家計調査が複数の目的に利用されていることを考慮すると、調査方法をすぐに変更することは困難であり、実際に家計消費状況調査など補完的な統計を調査することで対応が進められている。その意味で、家計調査の結果を利用する際に、特にこれらの項目について分析する場合には、他の統計の結果で補完しながら利用することが重要である。

3.4 その他の改善について

その他の家計調査に関する批判のうち、最も重要なもののとして、個人営業世帯等の収入を調査していないことが挙げられる。家計調査における収入の動向や貯蓄率を他の統計と比較する際に、個人営業世帯等が利用できないことは大きな制約となっている。現在、個人営業世帯の収入を調査しないのは「月々の収入を営業上の収入と家計収入に切り離してとら

えることが難しいため」とされている²⁶⁾。しかし、こうした個人営業世帯についても年間収入については調査しており、調査期間が2週間である英國でも個人営業世帯の所得を調査していることから、調査そのものは可能であると考えられる²⁷⁾。今後、個人営業世帯の収入も調査対象とすることは重要な課題であろう。

家計の代表性について関連する点として外国人世帯の問題についても対応が必要である。現在、家計調査の調査対象に含まれていない世帯は(1) 料理飲食店、旅館又は下宿屋(寄宿舎を含む。)を営む併用住宅の世帯；(2) 賄い付きの同居人がいる世帯；(3) 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯；(4) 世帯主が長期間(3ヶ月以上)不在の世帯；(5) 外国人世帯；(6) その他(単身の学生世帯など)であり、日本人の収入・支出の動向を捉えるには十分な範囲である。ただし、今後、外国人世帯が増加することが予想され、日本の家計部門全体を把握するために外国人世帯を調査対象とする必要があると考えられる。しかし、調査員の言語の問題など多くの課題があり、調査方法を含めた早めの対応が必要である。

さらに、よりマイナーな点について、2点述べる。まず第1点は、家計調査において無職の世帯員についてその理由を聞いていない。無職であるという就業状態であっても、通学・専業主婦・引退などの「非労働力」であるか、「失業状態」であるかによって経済学的には大きな違いが存在する。英國や米国などの調査では利用可能な変数であり、高齢化が今後ますます進展すると予想されるため、特に高齢者の失業・引退の意思決定の分析が重要となるため、この区別を導入することは大きな意義があるだろう。

もう1点は、世帯員の学歴のに関する情報である。この変数も、他の国では一般的に調査されている項目であるが、日本の家計調査では調査されていない。日本においては、学歴を調査することへの抵抗が大きいと予想できるが、近年の研究では所得や就業さらには支出に関しても学歴の影響が無視できないことを示す研究が蓄積されつつあり、経済社会の重要な変数として学歴を調査するニーズは高まっていると考えられる。

3.5 公表に関する改善について

ここまで、家計調査の収集するデータの品質についての批判とその妥当性を検討してきた。しかし、家計調査において収集されるデータの品質が向上しても、それが利用しやすい形態で提供されないと、利用者にとっては意味がない。特に、経済学の発展や社会構造の変化に伴い、研究者が考える最適な表象が変化してきており、現在公表されている集計方法が家計行動を把握する上で最適な表象となっていない可能性がある。

それに対し、統計局も結果の公表についての改善もしばしば行なっている。例えば、1980

²⁶⁾ 総務省統計局「家計調査のしくみと見方」p.7より (<http://www.stat.go.jp/data/kakei/pdf/mikata1.pdf> を参照)。

²⁷⁾ Banks and Johnson (1998) では、個人営業世帯の収入の信頼性は低いと述べている。

年時点では5%程度であった無職世帯の割合が、その後の失業率の上昇や高齢化の進展による引退者の増加などによって2005年時点では25%をこえるまでに変化している。その変化に対応して、「無職世帯」に関する詳細な集計結果が、統計局のホームページ上で公開されるようになっている。また、既存の集計をより容易に可能とするようなデータベース機能も利用可能となっている。さらに、2009年4月から統計法が改正され、データの2次利用の一環として、オーダーメード集計と呼ばれる研究者の希望に応じた特別集計が、これまでの手続きよりも格段に容易に可能になる可能性もある。しかし、一般的な統計の利用者が入手する公表データを適切に集計することは依然として重要である。

現在、家計調査の家計収支編では、収入階級別・世帯人員別・世帯主の年齢階級別・世帯主の職業別・住居の所有関係別の集計が公表されている。さらに、勤労者世帯については世帯主の産業別・勤め先企業規模別のデータについても公表されている。特に、収入階級別の結果は五分位・十分位が別に用意されるなど、詳細な分析が可能となっている。しかし、この集計パターンは、基本的に過去50年の間変化しておらず、経済環境の変化や経済学の進展に対応していない。

旧来型のケインズ型の消費関数に基づけば、消費の最大の決定要因は同時点での所得である。実際、家計調査でも所得水準別の集計が最も重視されている。しかし、近年の経済学では、所得・消費などの経済活動のライフサイクルを通じた変化に注目するようになっている²⁸⁾。そのため、現在では、年齢別の集計に対する関心が高まっている。

さらに、消費のライフサイクル仮説に基づけば、消費は家計の期待生涯所得を反映しており、1時点の所得や資産よりも正確な経済厚生の尺度となると考えられる。その意味で、経済的な豊かさの水準で家計を分類するのにより適した分類は「消費水準別」の集計であると考えられており、大竹(2005)でも「年齢・消費階級別データの整備が望まれる(p.86)」と指摘されている。このように、年齢別・所得水準別のクロス集計や年齢別・消費水準別のクロス集計を整備することへの潜在的な需要は大きく、集計の方法も再検討する必要がある。

また、年齢別の集計をする際に「1歳刻みの年齢別」の集計をすることも検討の価値がある。もちろん、経済分析をする際には、現行の5歳刻みで十分であるケースがほとんどであるが、1歳刻みのデータには「生年別コード」データを構築できるという利点がある。繰り返しクロスセクションデータが利用できる場合には、同一生年の集団を追跡することで、パネルデータに近い分析が可能になることがDeaton(1985)で提示されており「擬似パネルデータ(Pseudo Panel)」と呼ばれている。多くの海外での先行研究では、サンプルサイズの関係で、生年を3から5年ごとにプールしていたが、日本の家計調査を用いることで1歳刻みの擬似パネルデータを構築することができる。1歳刻みのデータが利用できれ

28) 消費の決定理論の発展については、例えば、宇南山(2006)を参照。

ば、例えば政策的な制度の変更など、年齢が決定的に重要な経済現象を分析する際に貴重な情報を提供することができる。

さらに、サンプルセレクションバイアスの節で述べたが、家計調査の調査世帯に偏りがあるとの批判は常に存在している。そのため、どのような世帯の拒否率や脱落率が高いのかを検証することは重要である。一般に、サンプルセレクションバイアスの評価には「調査できなかった世帯」と比較が必要なため検証は困難であるが、家計調査においては「準調査世帯票」を用いることで、一定の分析は可能である。

家計調査において、最初に選択された世帯の調査への協力が得られない場合には、その世帯の基本的な特性を「準調査世帯票」によって把握している²⁹⁾。しかし、この準調査世帯票に関する情報は、ほとんど公開されていない³⁰⁾。家計調査は、統計法上の基幹統計であり調査拒否は許されておらず、調査拒否に関する情報を公開することは調査に協力する世帯への心理的影響があるため、慎重に公開する必要はある。しかし、家計調査を適切に利用するためには不可欠な情報であり、より容易にアクセスできるように改善する必要があるだろう。例えば、類似の統計であり基幹統計でもある全国消費実態調査においては、準調査世帯票の概要についても公開されており、同様の対応は可能と考える。

このように、家計調査は、調査段階だけではなく、集計・公表段階でも様々な改善が可能である。今後、新統計法の下でミクロデータそのものが活用される機会が増えると考えられるが、一般的な統計利用者のためにも、理論的な発展を反映した形式で集計・公表されることを期待する。

4. 家計に対する調査全般に関する展望

ここまで見たように、日本の「家計調査」は様々な問題を抱えていることは明らかである。しかし、家計行動の繰り返しクロスセクションデータとして評価するならば、質・量ともに世界最高水準にあると考えられる³¹⁾。例えば、英国のFESは、年間のサンプル数は約10,000であり、日本の約10分の1である。これは、日本と英国の人口比率を考慮しても大きな違いである。調査項目はほぼ同等であるが、FESの調査期間は2週間であり、1ヶ月単位で6ヶ月間同一世帯を調査している日本の家計調査の方が優れたデータである。また、米国の家計調査に相当する統計であるCESは、調査が開始されたのは1980年からと遅れており、1年間のサンプル数は7,000程度である。CESでは同一世帯を四半期ごとに1年間調査しているが、日々の支出を家計簿をつけて調査するのは1週間だけであり、それ以外は耐

29) 準調査世帯票の具体的な内容については <http://www.stat.go.jp/data/kakei/form5.pdf> を参照。

30) 総務省統計局にある統計図書館で閲覧による公表の措置がとられている。この点については、総務省統計局の大貫裕二氏の指摘を受けた。記して感謝したい。

31) 世界での「家計調査」に対応する統計の利用可能性については、重川(2007)が包括的に調査している。

久財等に限定されている。その意味では、家計調査は、日本の貴重な統計であり、改善をしながら維持していくことが重要と考えられる。

しかし、より広く「世帯を対象とした家計行動に関する統計」の利用可能性について考えると、日本の現状が必ずしも優れているとはいえない。特に、近年の経済学・計量経済学の手法の発展に伴い、家計調査のような家計行動の繰り返しクロスセクションだけでは分析できない側面が明らかにされ、同一の家計を長期間追跡したデータとしてのパネルデータに多くの関心が集まっている。国際的に見ても、まだ実験的な段階にあるが、すでに多くのパネルデータが利用可能となってきている。現在、利用可能なパネルデータのうち最も代表的なのが、米国の Panel Study of Income Dynamics(PSID) である。PSID は、1968 年から調査が開始され、断続的にサンプルが追加されているが、基本的に同一家計を追跡して所得や食料費に関するデータを収集している。さらに、英国の British Household Panel Survey が 1991 年から調査開始されており、それを活用した分析も公刊され始めている。また各世帯を 8 四半期合計 2 年のみではあるがスペインの Encuesta Permanent de Consumo(ECP) なども調査されている³²⁾。日本の「家計調査」をパネルデータとして見ると、各月のデータを世帯ごとにマッチングすることで家計ごとに 6 ヶ月追跡が可能であり、短期のパネルデータを作成することができる。しかし、長期のパネルデータがすでに利用可能となっている米国・英国の現状と比較すると、大幅に遅れているといわざるを得ない。

しかも、現在の家計調査を短期パネルデータとして利用する際に、大きな問題が存在していることが知られている（宇南山、2008）。それは、家計調査の世帯ごとのコード付けが、パネルデータとしての利用を前提としているため、同一世帯の各月のデータをマッチングするが必ずしも容易でないことがある。家計調査をパネルデータとして利用した研究のさきがけである林（1986）によって、一定の方法が提示され、その後の研究もその方法（もしくはその派生的な方法）を踏襲している（Kohara, Otake, and Saito, 2002; 堀・清水谷, 2005; Hori and Shimizutani, 2005a, 2005b, 2006; Shimizutani, 2006; 美添・荒木, 2006）が、宇南山（2008）はそれらの論文で用いられた方法では正しいパネルデータが構築できないことを指摘している。さらに 1980 年から 2005 年のデータについてはその解決方法も示しているが、依然として、コード付けの方法は改善されておらず、パネルデータとしての利用を制約している。少なくとも、現状で利用可能な短期のパネルデータを活用するという観点から、世帯のコード付けの方法を改善する必要があるだろう。

さらに、本格的なパネル調査が家計調査の拡張のような位置づけで可能であれば、大きな

³²⁾ 退職前後の高齢者を対象としたパネルデータとして、米国では Health and Retirement Study (HRS)、イギリスでは English Longitudinal Study of Ageing (ELSA)、大陸ヨーロッパでは Survey of Health, Ageing and Retirement in Europe (SHARE) が調査されている。ただし、これらに対応する統計としては、日本版 HRS が市村英彦東京大学教授および経済産業研究所を中心としたグループによって調査が開始されている。

改善となるだろう。日本にも、長期のパネルデータである財団法人家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」が存在しているが、日本全体を対象とした標本設計となっていないため、例えば政策分析には利用が困難である。また、家計調査よりは長期のパネルデータという意味では、2000年まで家計調査の付帯調査として実施されていた貯蓄動向調査が存在していた。貯蓄動向調査は、家計調査の調査世帯の一部が調査対象であったが、1年後に同一世帯を再調査するという設計になっていた。そのため、貯蓄・負債に関しては2年分のパネルデータが利用可能となっていたのである。この性質が家計調査に統合される際に廃止されてしまったことは、極めて残念である。いずれにしても、パネルデータは、データが蓄積してこそ価値があるため、一刻も早い対応が重要である。

パネルデータを構築することと関連して、家計調査の調査方法の検討も必要である。パネルデータでは、同一世帯を調査することが重要となるため、調査負担を大きくすることは避けなければならない。また、多くの家計調査の課題も調査負担に関連していたことを考慮すれば、調査負担の軽減は現行の家計調査の改善にも資するだろう。すでに繰り返して述べたが、家計調査の目的からすると、アフターコード方式を維持することは極めて重要であり、プリコード方式に変更することによる負担の軽減は困難である。一方で、米国の CES と同様に記憶による調査をすることにも問題がある。溝口(1992)によれば、総理府統計局の「家計調査調査方法研究会」で、家計簿方式から記憶による調査に切り替えて負担を軽減することが検討されていたが、結果として、記憶方式の誤差が大きかったため導入されなかつたとされており、慎重な検討が必要である。例えば、民間の調査の一部で活用されている PDA などの機器を使った負担軽減などの導入は検討の価値があるだろう。

より長期的な課題としては、他の統計との照合可能性の確保についての検討も必要と考える。米国では、原則的に、世帯は社会保障番号などで管理されている。そのため、例えば、税務関連の情報との照合可能性が確保されており、潜在的には生涯所得のプロファイルなどを知ることができる。もちろん、日本において即座に税務統計などを照合することは、法律的にも調査客体の心理的負担の面でも問題が多いが、十分な議論の上で将来的には検討の価値がある。そのためにも、他の統計との照合可能性を確保しておくことは重要な論点となるだろう。

この節で指摘した点は、多くがすぐに対応できる問題ではないが、研究者と統計当局の間で議論を深め実現する価値があると考える。統計当局には、多くの短期的な課題の解決とともに、より長期的な課題への積極的な取り組みを期待したい。

5. 結論

本稿では、家計調査に対する批判を概観し、その妥当性を検討した。景気動向に注目しているエコノミストの家計調査への評価は極めて低い。その理由は、家計調査が数%程度の標

本誤差を想定しているのに対し、景気判断においてははるかに高い精度を要求されているためであった。しかし、調査の規模を拡大することで解決することは、コストの面で困難であると考えられ、その有効性も明らかではない。規模の大きな家計消費状況調査が開始されており、高い精度が必要とされる分析には、そういった他の統計で家計調査を補完することで対応する必要がある。

いわゆるエコノミストが標本誤差を問題として家計調査を批判していたのに対し、学術的な関心を持つ研究者は構造的な偏りを持つという意味での非標本誤差について指摘していた。具体的には、サンプルセレクションバイアスと調査項目ごとの測定誤差であり、本稿ではこれらを中心に検討した。

サンプルセレクションバイアスについては、公務員世帯の割合が過大である、共働き世帯の割合が過少である、低所得者・超高所得者の割合が過少であると指摘されていた。公務員世帯が多いという批判は妥当ではなかったが、専業主婦世帯の割合が過大であるという指摘は一定の妥当性を持っていた。所得水準ごとの割合については検証が困難であるが、偏りがあることを示唆する結果が提示されていた。

一方、測定誤差については、耐久消費財などの高額商品や財産所得に記入漏れが発生していると指摘されており、また貯蓄率の動向が他の統計と整合的でないと指摘されていた。高額商品については、2002年から調査が開始された家計消費状況調査を用いて検証すると、家計調査の結果が過少であった。また、財産所得について多くの記入漏れが発生していることが示唆された。さらに、貯蓄率については、先行研究で指摘されていた要因に加え、ここでも検証した高額商品や財産所得の過少性が原因で偏った結果になっていたことが分かった。

家計調査は、繰り返しクロスセクション統計としてみれば、国際的にも最高水準の統計であるといえる。しかし、経済学の発展に伴う経済学者の関心の対象の変化には十分には対応できていない。特に、家計の動学的な行動を描写するには、同一の個人の行動を追跡したパネルデータの重要性が増してきている。また、近年のプライバシー意識の高まりを受け、個人情報を外部に出したくない世帯が増えていることを考慮して何らかの対応が必要であろう。そのために、今後は、現行の家計調査の改善とともに、世帯の収入・支出を世帯調査からどのように把握していくかについての体系的な検討が必要であると考える。

謝辞

本稿の作成に当たり、総務省統計局の大貫裕二氏、佐藤朋彦氏には多くの情報を提供していただいた。記して感謝したい。

参考文献

- 会田雅人 (2000) 「家計調査批判への反論」『週間東洋経済』8月 12-19日号
Atkinson, A. B., L. Rainwater, and T. M. Smeeding (1995) *Income Distribution in OECD Countries: Evidence*

宇南山 卓: 家計調査の課題と改善に向けて

- from the Luxembourg Income Study, Paris, OECD.
- Banks, J. and P. Johnson (1998) *How Reliable Is the Expenditure Survey?: Trends in Incomes and Expenditures over Time*, Institute of Fiscal Studies: London.
- Deaton, Angus (1985). "Panel Data from Time Series of Cross-Sections," *Journal of Econometrics* vol. 30(1-2), pp. 109-126.
- Demery, D. and N. W. Duck (2006) "Demographic Change and the UK Savings Rate," *Applied Economics*, vol 38, pp. 119-136.
- 浜田浩児 (2001)『93SNA の基礎：国民経済計算の新体系』東洋経済新報社
- 浜田浩児 (2007)「家計調査とマクロ統計の比較と整合化」御船美智子/家計経済研究所編『家計研究へのアプローチ』ミネルヴァ書房 第4章
- 林文夫 (1986) 「恒常所得仮説の拡張とその検証」『経済分析』vol.101 pp.1-23.
- Hori, M. and S. Shimizutani (2005a) "Price Expectations and Consumption under Deflation: Evidence from Japanese Household Survey Data," *International Economics and Economic Policy*, vol.2, pp.127-151.
- Hori, M. and S. Shimizutani (2005b) "Consumer Response to the 1994 Tax Cut: Evaluating the Japanese First Tax Cut in the 1990s," *Hitotsubashi Journal of Economics*, vol.46, pp.85-97.
- Hori, M. and S. Shimizutani (2006) "Did Japanese Consumers Become More Prudent During 1998-1999? Evidence From Household Level Data," *International Economic Journal*, vol.20, pp.197-209.
- 岩本康志・尾 哲・前川裕貴 (1995) 「『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄率動向の乖離について
(1) : 概念の相違と標本の偏りの問題の検討」『フィナンシャルレビュー (財務省財政金融研究所)』第35号
- 岩本康志・尾 哲・前川裕貴 (1996) 「『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄率動向の乖離について
(2) : ミクロデータとマクロデータの整合性」『フィナンシャルレビュー (財務省財政金融研究所)』第37号
- 霧島和孝 (2000) 「GDP 統計論争 (2) : GDP 統計 私の抜本改革案」『週間東洋経済』6月24日号
- Kohara, M., F. Ohtake, and M. Saito (2002) "A Test of the Full Insurance Hypothesis: The Case of Japan," *Journal of the Japanese and International Economies*, vol.16 (2002) pp.335-352.
- 小宮隆太郎 (1963) 「個人貯蓄の供給」 小宮隆太郎編『戦後日本の経済成長』岩波書店
- 松田芳郎・伴金美・美添泰人編 (2000) 『講座ミクロ統計分析 2 : ミクロ統計の集計解析と技法』, 日本評論社刊
- 溝口敏行 (1992) 『我が国統計調査の現代的課題』岩波書店
- 村岸慶應 (1993) 「SNA と家計調査の貯蓄率の比較」『季刊国民経済計算』第99号 pp.18-79
- 中村洋一 (1999) 『SNA 統計入門』日本経済新聞社
- 大竹文雄 (2005) 『日本の不平等』日本経済新聞社
- Ohtake, Fumio and Saito, Makoto, (1998) "Population Aging and Consumption Inequality in Japan," *Review of Income and Wealth* vol. 44(3), pp. 361-81.
- 重川純子 (2007)「世界の政府機関による家計調査」御船美智子/家計経済研究所編『家計研究へのアプローチ』ミネルヴァ書房 第3章
- Shimizutani S. (2006) "Consumer Response to the 1998 Tax Cut: Is a Temporary Tax Cut Effective?" *Journal of the Japanese and International Economies*, vol.20, pp.269-287.
- 清水谷諭・堀雅博 (2005) 「ボーナス制度と家計貯蓄率 : サーベイデータによる再検証」『経済研究』第56巻, pp. 234-247.
- 総合研究開発機構 (2008) 『統計改革への提言 : 「専門知と経験知の共有化」を目指して』 NIRA 研究報告書
- 多田吉三 (1989) 『日本家計研究史 - わが国における家計調査の成立過程に関する研究』晃洋書房
- 高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・濫谷時幸 (1989) 「日本の家計資産と貯蓄率」『経済分析』第116号 経済企画庁.
- 橋木俊詔・森剛志 (2005) 『日本のお金持ち研究』日本経済新聞社
- 橋木俊詔・浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』東京大学出版会
- 植田和男・大野正智 (1993) 「家計貯蓄率動向の謎 : 世帯調査と国民経済計算との乖離について」『金融研究 (日本銀行金融研究所)』第12巻第2号 127-147頁
- 梅田雅信・宇都宮淨人 (2003) 『経済統計の活用と論点』 東洋経済新報社

統計と日本経済 第1巻第1号 2011年4月

- 宇南山卓 (2006) 「予備的貯蓄とケインズ型消費関数」『社会科学研究(東京大学社会科学研究所)』第57巻第5・6合併号
- 宇南山卓 (2008) 「『家計調査』を用いた長期データの作成と応用：パネルデータによる家計消費の分析」 総務省統計研修所リサーチペーパー第10号
- 宇南山卓 (2009) 「SNAと家計調査における貯蓄率の乖離：日本の貯蓄率の低下の要因」第10回マクロコンファレンス(於：一橋大学)発表論文
- 山田茂 (1990) 「『家計調査』結果の評価に関する一考察」『(国士館大学)政経論叢』71
- 谷沢弘毅 (1999) 『経済統計論争の潮流』 多賀出版.
- 美添泰人・荒木万寿夫 (2006) 「1980年代以降における家計の消費と資産に関する実証研究」『総務省統計研修所リサーチペーパー』第5号.